



上越市長選挙 投票日は10月26日⑧

■問合せ…上越市選挙管理委員会事務局 (☎025-520-5807)

●投票できる人

平成19年10月27日までに生まれた人（投票日当日満18歳以上）で、令和7年7月18日以前から引き続き上越市に住民登録をしている人です。10月19日頃までに各世帯へ郵送する「入場券」を持って、指定の投票所で投票してください。

上記のうち市内で転居した人	投票場所
10月3日⑨以前に転居の届け出をした人	転居後の住所地の投票所
10月4日⑩以降に転居の届け出をした人	転居前の住所地の投票所

※投票する前に市外に転出した人は投票できません。ただし、転出する日までの間は期日前投票ができます。

期日前投票・不在者投票をご利用ください

投票日当日に仕事や旅行などのため投票できない人は、期日前投票や不在者投票をご利用ください。

●期日前投票

住所地に関係なく、市内のどの期日前投票所でも投票できます。入場券の宣誓書欄をあらかじめ記入し、持参してください（理由欄の記入は不要）。投票期間の終了間際は混雑するため、余裕をもって投票してください。※期日前投票所ごとに開設時間が異なりますのでご注意ください。

開設期間	期日前投票所	開設時間
10月20日⑧ ～25日⑩	市民プラザ（土橋）	午前8時30分～午後8時
	福祉交流プラザ（寺町2）、各総合事務所・コミュニティプラザ（柿崎区は柿崎保健センター）	午前8時30分～午後7時
	直江津ショッピングセンターエルマール（西本町3）、イオン上越店（富岡）	午前10時～午後8時

●不在者投票 ※投票には事前に手続きが必要です。早めに市選挙管理委員会に連絡してください。

1 指定病院や特別養護老人ホームなどに入院・入所している人

▶投票場所…入院・入所施設 ▶問合せ…市選挙管理委員会または病院・施設の職員へ

2 身体に障害のある人で、新たに不在者投票を希望する人 ※郵便投票証明書がある人は連絡不要です。

▶対象者…次の(1)～(3)のいずれかに該当する人 (1)身体障害者手帳所持者で障害の程度が①～③のいずれかに該当する人＝①両下肢、体幹、移動機能の障害が1級または2級 ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障害が1級または3級 ③免疫、肝臓の障害が1級～3級 (2)戦傷病者手帳所持者で障害の程度が①か②のいずれかに該当する人＝①両下肢、体幹の障害が特別項症～第2項症 ②内臓機能の障害が特別項症～第3項症 (3)介護保険「要介護5」の人 ▶投票方法…郵送

3 選挙期間中に上越市へ帰ることができない人

▶投票場所…滞在中の市区町村の選挙管理委員会
▶申し込み…「上越市電子申請システム」による請求、または必要書類を市選挙管理委員会事務局へ郵送 ※書類は市ホームページからダウンロード可。



上越市電子申請システム

開票（即日開票）

▶とき…10月26日⑧午後9時～ ▶ところ…リージョンプラザ上越
▶参観対象者…上越市の選挙人名簿に登録されている人
▶定員…250人（当日先着順）

期日前投票の状況、投票・開票の状況は市ホームページをご覧ください。



市ホームページ